

議第56号

文教・警察常任委員会資料
平成25年(2013年)3月11日
教育委員会事務局教職員課

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減ならびに新たに中学校の第2学年および第3学年において1学級35人以下とする少人数学級編制を実施すること等に伴い、平成25年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり増減することとします。 (第2条関係)

区分		平成24年度	平成25年度	増減
小学校	校長および教員	4,717人	4,737人	20人
	養護教員	250人	248人	△2人
	栄養教諭および学校栄養職員	66人	65人	△1人
	事務職員	254人	262人	8人
	計	5,287人	5,312人	25人
中学校	校長および教員	2,738人	2,775人	37人
	養護教員	104人	105人	1人
	栄養教諭および学校栄養職員	11人	13人	2人
	事務職員	119人	120人	1人
	計	2,972人	3,013人	41人
計	校長および教員	7,455人	7,512人	57人
	養護教員	354人	353人	△1人
	栄養教諭および学校栄養職員	77人	78人	1人
	事務職員	373人	382人	9人
	計	8,259人	8,325人	66人

(2) この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例 新旧対照表

旧			新		
第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第41条第1項の規定に基づき、市町立学校の県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（休職者（中略）および臨時または非常勤の職員を除く。）をいう。）の定数を定めるものとする。			第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第41条第1項の規定に基づき、市町立学校の県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（休職者（中略）および臨時または非常勤の職員を除く。）をいう。）の定数を定めるものとする。		
第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。			第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区分	小学校	中学校	区分		
校長および教員	4,717人	2,738人	校長および教員	4,737人	2,775人
養護教員	250人	104人	養護教員	248人	105人
保健師および学校保健顧問	66人	11人	保健師および学校保健顧問	65人	13人
事務職員	254人	119人	事務職員	262人	120人
計	5,287人	2,972人	計	5,312人	3,013人
合計	8,259人		合計	8,325人	
2 前項の規定にかかわらず、同項の定数のほかに、指導主事に充てる教員を置くことができるものとし、その数は、教育委員会規則で定める。この場合において、指導主事に充てる教員の数は、滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）第2条第1項第5号の教育委員会の事務部局の職員の定数に含まれるものとする。			2 前項の規定にかかわらず、同項の定数のほかに、指導主事に充てる教員を置くことができるものとし、その数は、教育委員会規則で定める。この場合において、指導主事に充てる教員の数は、滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）第2条第1項第5号の教育委員会の事務部局の職員の定数に含まれるものとする。		
付則 省略			付則 省略		